

平成21年度第2回府中市地域包括支援センター運営協議会会議録

文責：小笠原

- 1 日 時 平成21年8月21日（金）
午後6時45分から9時15分
- 2 会 場 市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 出席者 (委 員)
板山会長、阿保副会長、田口委員、中島委員、川口委員、斉藤委員、大山委員、石渡委員、鈴木委員、竹内委員、木越委員、足立委員、水村委員

(事務局)
三ヶ尻福祉保健部次長(兼)地域福祉推進課長、村中高齢者支援課主幹、田添介護保険担当主幹、市川地域包括支援センター担当主幹、加藤高齢者支援課長補佐、中野在宅支援係長、村越介護保険係長、柏木給付指導係長、山田介護認定係長、小塚福祉相談担当主査、石田予防マネジメント担当主査、横道包括マネジメント担当主査、青木地域包括支援センター担当主査、佐藤事務職員、小笠原
あさひ苑地域包括支援センター、しみずがおか地域包括支援センター、よつや苑地域包括支援センター
- 4 欠席者 見ル野委員、近藤委員
- 5 傍聴者 1名
- 6 報告事項及び議事事項
(1) 平成20年度府中市地域包括支援センター活動報告
(2) 平成20年度府中市在宅介護支援センター事業報告
(3) 平成20年度担当地区ケア会議報告
(4) 地域包括支援センター増設に関する検討会について
- 7 議事内容
(1) 平成20年度府中市地域包括支援センター活動報告
ア 事務局より、平成20年度府中市地域包括支援センター活動報告について、

資料1及び詳細1、詳細2に基づき説明がありました承。

イ 質疑応答、意見等

問 1 資料1 1-(1)-①の特定高齢者検診について、平成19年度と平成20年度を比較した場合に大きな差が生じているが、これは、平成19年度は老人保健法で実施していたのに対して、平成20年度は特定高齢者検診という新しい事業に変更したことによるものではないか。

答 1 (事務局) 平成19年度は老人保健法の中で、平成20年度は地域支援事業の中で実施したというように形は変わっているが、ほぼ全員の方に基本チェックリストを送付し、また回答をいただいている人数についても両年度ともに約28,000人となっており大きな変更はない。

対象者の減少については、特定高齢者の新規決定数となっているので、平成19年度に特定高齢者に新規決定された方が、平成20年度も基本チェックリストと医師の診察を受けていただいた結果、再度特定高齢者と判定された場合には、新規ではなく継続としてカウントしている。この結果、特定高齢者新規決定数が3,616人から1,819人に減少したと考えられる。ただし、まだ2年しか経過していないので、来年度また同じ状況で実施した場合に、新規決定数が1,800程度となるのか、継続の方が増えて新規決定数が減少するのかということは今後の推移を観察しないと分からない。

問 2 特定高齢者数の新規以外を含めた累計は何人になるのか。

答 2 (事務局) 平成19年度末で3,699人、平成20年度末では5,313人とといった推移になっている。

問 3 認知症関係の相談が増加しているが、認知症サポーターについて教えていただきたい。資料1 2-(6)-②に「ささえ隊」の養成として、20講座376人と記載があるが、今現在も増えているのか。

答 3 (事務局) 計画は立っているが未実施のもの、実施はしているが報告があがっていないものなどもあるが、現在把握しているもので、今年度養成されたサポーターが975人、累計で1,353人となっている。

問 4 詳細1の施設従事者等による高齢者虐待ケースについて、平成20年度では7件発生しているとのことだが、当該従業者に対してどのような処分を執ったのか。

答 4 (事務局) 通報・相談を受けた時点で既に合意退職となっていた。そのため、詳細についての確認が取れていないとのことだったので、当該従事者個人に起因したものであるのかどうか有料老人ホームに改善報告を促している。

また、詳細1に記載のある7件という数字は、有料老人ホーム1施設において一人の従事者が発生させたものとなっている。

- 問 5 本虐待ケースについて、市民向けに情報公開しているのか。
- 答 5 情報公開はおこなっていない。ただし、市民相談で情報公開の請求があれば、可能な範囲で公開していくことになる。なお、東京都には報告義務があるので施設虐待担当に報告している。
(事務局)
- 問 6 ケアマネジャー支援の一環として、講演会等実施しているようだが、常に一定レベルの研修ではなく、初任者からステップアップしていきけるような研修を検討されると良いのではないか。
- 答 6 介護支援専門員の経験年数については、年間計画を立てる際に配慮している。ただ、介護支援専門員の現状として長続きしない、事業所が早期に閉鎖してしまうなどのケースが大変多くなってきている。このことから、研修の企画については介護支援専門員としての経験の有無、または市内事業所における勤続年数など、個の介護支援専門員としての把握という目線が、ケアプラン指導事業という意味合い以外にも、また介護支援専門員の支援という広義の意味においても必要になってきていると感じる。
並行して、東京都においても、介護報酬改定に伴う特定事業所加算の要件ということで、主任介護支援専門員の養成が今年度から枠を拡大している。研修のレベルも東京都の初任、現任、主任介護支援専門員また、更新についての専門1、2ということで本来の業務に付随する研修の他に、保険者と協力していく保険者レベルの研修というところにおいても、経験や知識だけでなくという先の意見も参考にしながら今後も進めていきたい。
- 問 7 **資料1** 1-(1)-①の特定高齢者通所事業において、運動器機能向上の他に、低栄養予防や口腔機能向上が一まとめにされ、平成20年度実績では31人となっているが、このうち、実際に口腔機能向上に関するものとしてはどのようなことをおこなっているのか伺いたい。
- また、摂食嚥下もしくは口腔機能の問題というのは研修を受けないとかかなり難しいので、保健師では困難であるというのが実情。従って、以前より歯科衛生士の雇用を依頼しているところだが、今後は利用価値を高めるような対応を考えていかないと、利用者人数が増えないと感じているが如何か。
- 答 7 低栄養予防と口腔機能向上の内容についてですが、1クール12回計3クールを管理栄養士と歯科衛生士により拠点型の施設で6回ずつ講座を実施している。口腔は体操をおこなう方が少ないので、口腔体操を中心に実施しており、噛み易くなった、食べこぼしが減ったなど参加者からは好評をいただいている。
(事務局)
- ただし、栄養面と歯についてということで、運動のように参加に直

結しづらいという点は課題と捉えている。

また、特定高齢者と同じ基準で実施している市の口腔検診の後に、健康推進課で歯に関するリスクがあった方を対象とした講座の周知をしているが、結果が出てから案内が届くまでに時間がかかるので、参加が少なくなっているという現状がある。

口腔の問題は事務局としても重要だと感じているので、今後ご意見を頂戴したい。

歯科衛生士を採用すべきという意見については、昨年度採用したものの、自己都合ということで退職されたため、その後2回ほど募集をかけたが、囑託であることや市の報酬基準が高くないことなどから応募がなく、現実的には採用に至っていない。今年度は、歯科衛生士を抱えているNPO法人に事業委託をし、そこで栄養士とともに事業を実施していただくという新しい形の事業展開をおこなっている。

問 8 予防の教室について、その効果測定は大変難しいと思うが、統計があれば教えてほしい。

答 8 (事務局) 通所型コースについては事前と終了後の事後評価ということで、全ての教室で実施している。また、参加することで体力がついた、口腔の機能が向上したといったデータも揃っている。

(2) 平成20年度府中市在宅介護支援センター事業報告及び平成20年度担当地区ケア会議報告

ア 事務局より、平成20年度府中市在宅介護支援センター事業報告及び平成20年度担当地区ケア会議について資料2、資料3に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

意見1 自治体によっては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターにあがってくる困難で複合的な課題を抱えた方に対して、地域包括支援センターで相談を受け止めることは出来るが解決する道がないというところで、主任ケアマネジャーがストレスで参ってしまうということをよく耳にする。府中市の場合、伝統的にチームケアの関係者が迅速に集まり、それぞれに出来ることを検討し課題を共有することで解決に繋げていくことが出来る。これが大変すばらしい問題解決のツールとして有効性を持っているので、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの形態が今後変わったとしても、地域の相談機能として一番大切なところだと感じているので、予防も大事だが府中市独自の蓄積したものとして今後も継続してほしいと願っている。

問 9 ケース検討会議で出てきた課題解決のための具体的な施策は、高齢者保健福祉計画であり、介護保険事業計画に吸い上げられて結びつかなければ意味がない。また、具体的な現場のケース検討会議を通じて、

どう解決すればいいのか行き詰まりを感じているという現状があるなかで、府中市に最も欠けている高齢者保健福祉における施策は何か。

答 9
(事務局)

ケース検討会議に関わり感じたことは、行政の施策と地域住民との意識付けが車の両輪となって、見守りから早期発見される情報を吸い上げていく地域づくりの仕組みが必要なこと。また、認知症の方への支援というところではまだまだだが、若年性認知症の方の受け皿や中間介護度の方で在宅生活も厳しく、一時的なショートステイも日数に限度があるという方を救う施策というのが、緊急対応というフレーズでおこなわれている。医療も必要であり介護も中程度には必要、さらに病状に波がある疾病を抱えた方、とりわけ認知症のような集団の中では施設対応が困難な方をどのように支えていくかということについては、今後も継続して検討していく必要がある。

意見 2

資料 1との関連もあるが、府中市は高齢者の見守りネットワークが先行していたこともあり、認知症サポーターの養成講座についてはやや後発的に取り組みはじめたという経緯があるので、養成された認知症サポーターがただ学んだだけということにならないよう、ちょっとした「兆し」や「気づき」があった時に、認知症サポーターが在宅介護支援センターの場所を案内できるなど、実用とリンクをさせて養成講座をおこなっていただきたい。

問 10

認知症サポーターになった方の中から希望者を募り、さらなる活動展開への取組みとして、話し相手などのそれだけではケアプランに位置づけられない類のものについて、府中市で試みようとしている構想があれば教えてほしい。

答 10
(事務局)

認知症の方にとって、話し相手や外出時の付添いのニーズがあることは把握しているが、この件については市でも検討中なので決まった段階で報告させていただきたい。

また、認知症サポーターが学んだだけで終わらないようにという意見についてだが、認知症サポーター養成講座のなかで、認知症の方に対して気づいたことがあれば、必ず在宅介護支援センターあるいは地域包括支援センターへ連絡をいただくようアナウンスしている。さらに、地域で認知症サポーター養成講座をおこなった際には、具体的に認知症の方を支援したいというサポーターの氏名・住所・電話番号をアンケート用紙に記入していただき回収している。当該サポーターについては市で名簿の管理をさせていただいており、今年度中に一度集まってお話し、出来ること、やりたいことなど市民の直接の声を拾い上げ、市の中での具体的な活動を施策に繋げていけたらと考えている。

- 問 11 資料2にある相談件数を「見守り」と「通常」に区別しているが、具体的にはどういう区分なのか。
- 答 11
(事務局) 「見守り」については、見守りネットワークにおける連絡があったものに対する相談、対応件数であり、「通常」は全相談件数から「見守り」を除いたものとなっている。
- 問 12 資料35)において、独居高齢者の物忘れによる火の不始末とあるが、現実には独居又は支援を要する世帯で火災事故があったのか、把握していれば教えていただきたい。
- 答 12
(事務局) 資料35)の火の不始末については、火災という意味合いよりは、ガスコンロの自動消火機能で大事には至っていないものの、鍋の空焚きなど火災に繋がる可能性のある要因を示したものとなっている。
- 市の一般施策においては、認知の症状があり、ご本人の同意を得られた方を対象に電子調理器を貸与するといったものがあるが、リスクのある方が電子調理器に切り替えていくことで、事前に事故を防いでいるといったことも併せて報告させていただきます。
- 問 13 在宅介護支援センターでの見守りネットワークがあるなかで、消防法の改正により来年から家庭用火災報知機の設置が義務付けられることになると思うが、見守り対象の方は既に家庭用火災報知機が設置されているのか。もし設置されていないというのであれば、優先してやるべきであると思うが如何か。
- 答 13
(事務局) 見守りをしている家庭への家庭用火災報知機の設置について、それぞれ在宅介護支援センターの職員が自宅に伺いコーディネートするなかで、必要があればご案内も当然することになる。
- ただ、見守り対象者の自宅全てに家庭用火災報知機が設置されているかについては把握していないが、必要であれば在宅介護支援センター職員から案内をさせていただいている。
- 問 14 今回の配布資料には特に記載されていないが、服用している医薬品に関する相談等はなかったか。
- 答 14
(事務局) 本人が薬を服用する際のヘルパーによる支援について、どのような配慮でおこなうべきかを、薬局の薬剤師に参加していただいた会議が、少数事例だけがあった。

(3) 地域包括支援センター増設に関する検討会について

ア 事務局より、地域包括支援センター増設に関する検討会について、資料4に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

- 問 15 一昨年、在宅介護支援センターが地域包括支援センターに移行するにあたり、本運営協議会のあり方検討会において、行政と在宅介護支

援センターの実務者間で、多岐に渡る議論を十分したうえで一定の方向性を出してきた。このことは、本運営協議会においても了承された形で、介護保険事業計画（第4期）等にも繋がっており、福祉エリア6つで日常生活圏域を考えていくという確認も、合意事項としてきたものと思っている。

そのことが、資料4に「6箇所地域包括支援センターを設置する方向に進めてきた」と記載があるが、単に結果としてこの方向に進めてきた訳ではなく、十分に検討を重ねた上での結果なので、「地域に在宅介護支援センターと地域包括支援センターが混在することとなり」その結果再編成するという整理の仕方は如何なものか。今まで丁寧に在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ、そして福祉エリア、日常生活圏域という部分について、第3期・第4期介護保険事業計画においても検討されてきたことが、こんなに簡単に変更されていいのかと疑問を感じる。もし方向転換されるのであれば、それなりの丁寧さが必要なのではないか。

答 15
(事務局)

過去のあり方検討会の様々な議論の経過は、事務局としても十分承知している。それを、事務局として方向転換する契機となったのは、日常生活圏域に地域包括支援センターを設置するという大きな枠組みが組織の考え方としてあり、その日常生活圏域は、人口2、3万人、中学校区域に一つといったように身近なところでサービス提供することが、地域包括支援センターの形として想定されており、それを市内6つに分けた福祉エリアにすることに無理があるとの判断である。

また、今まで、在宅介護支援センターが大変上手く機能していた理由としては、センターが市内に11箇所設置されており、地域住民の身近なところでサービス提供が可能であったことが挙げられる。従って、地域包括支援センターもこのような形にすることで、より身近にサービス提供が出来るものと考えている。

問 16

あり方検討会においても在宅介護支援センターを廃止するという議論はしていなかったように思う。在宅介護支援センターはそのまま残すということで、ある程度総合的な力を持っている施設を福祉エリアのなかで位置づけ、地域包括支援センターに移行しなかった在宅介護支援センターと連携するといった整理もなされていた。その上で、既に府中市は11箇所の在宅介護支援センターが機能しているし、実質的には2、3万人に対して1箇所の機能を持っていることから、福祉エリアでお互いに補完関係を構築出来れば良いという議論を十分重ねたうえでの話なので、今までの経過というものを安易に変えてしまうような判断で良いのか。であるならば、例えば緊急ショート受入れも含めて、施設を持たないセンターとの補完体制を整備するのか

といったことまできめ細かく連携する体制の構築を図っていかなければ、背景にある施設機能の違いによって住民の方々に提供出来るサービスに差異が生じることになるので、もう少し補完関係を詰めていく必要があるのではないかと。

答 16
(事務局)

現在、在宅介護支援センターは大変上手く機能しているので、それをそのまま地域包括支援センターに移行する方が、市民にとって混乱しないと考えている。

ただ、南町や緑苑エリアなど規模の小さいところについては、地域包括支援センターの3職種を全て配置するとなると負担が大きいので、親センターと一緒に形でサービス提供することが、スムーズな移行に繋がると考えている。

また、在宅サービスセンターの担っているサービスの部門と、地域包括支援センターの担う部門というのは基本的には別ではないかと思っている。地域包括支援センターは先に報告したとおり、4つの事業を柱として担っており、その他のサービス(緊急ショートも含めて)は基本的に別ものであるため、各施設のサービスを連携して使っていくことで、地域の方の高齢者サービスを充実させていく。従って、地域包括支援センターに移行した所が、入所機能を持たない施設であっても近隣の特別養護老人ホームなどと連携をしていくなかで、同様のサービスを確保することは、現在在宅介護支援センターでも出来ていることなので、地域包括支援センターに移行してもサービスの確保は可能であると考えている。

問 17

各地域の人口及び高齢者人口を教えてください。

答 17
(事務局)

以下(人口、高齢者人口)

平成21年4月1日現在で、あさひ苑エリア(36,770人、5,918人)、しみずがおかエリア(27,682人、4,813人)、よつや苑エリア(36,839人、6,267人)、さくらんぼエリア(21,273、3,644人)、安立園エリア(31,247人、6,260人)、ピースプラザエリア(20,334人、3,292人)、泉苑エリア(25,275人、5,254人)、しんまちエリア(9,822人、2,281人)、緑苑エリア(13,018、2,001人)、鳳仙寮エリア(11,897、2,121人)、南町エリア(8,457人、2,030人)となっている。

(4) 次回開催日程について

ア 事務局より、平成21年度第3回府中市地域包括支援センター運営協議会開催日程について、10月下旬に開催したい旨説明があり了承。なお、日時、議題等会議の詳細については、決定次第通知を発送することも併せて報告。

イ 質疑応答、意見等
特になし

以上